

2020年2月

「ご契約のしおりー約款」の改定について

中途付加日・保障内容変更日が2020年4月1日となる特約につきましては、特約条項の一部が改定となります。

次ページ以降をぜひご一読・ご確認のうえ、大樹セレクト「ご契約のしおりー約款（セレクト見直し用）」（2019年10月作成）および保険証券とあわせて保管下さい。

大樹セレクト〈セレクト見直し用〉

- 〈1〉 傷害特約016の別表1「障害給付金」の備考（別表1）5. (1)を次のとおりとします。
（218ページ）

(1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行います。

- 〈2〉 健康体料率特約（特約用）の第11条（年齢または性別の誤りの処理）を次のとおりとします。（462ページ）

第11条（年齢または性別の誤りの処理）

保険契約の申込書（会社の定める情報端末を用いた場合は、それに表示された申込画面を含みます。）に記載された被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合で、実際の年齢または性別では被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときには、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、主特約の保険料を改め、その差額を精算します。ただし、主特約の保険金または収入保障年金の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には保険金または収入保障年金とともに支払い、不足額がある場合には保険金または収入保障年金から控除します。

大樹生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

TEL:03-6831-8000(大代表)

<https://www.taiju-life.co.jp/>